

8月診療分から

# 小・中学生の 入院医療費が無料化に

市では、子育てにおける医療費の負担軽減に取り組んでいます。8月から従来の制度に加え、小・中学生の入院医療費の助成を始めます。

**■対象** 小学生および中学生  
\*重度心身障害者児、母子家庭、父子家庭において福祉医療費助成制度に該当の方は除きます。

**■助成の内容** 医療機関等の窓口で支払った、保険給付の対象となる入院にかかる医療費のうち、高額療養費及び付加給付の支給額を除いた自己負担分  
\*日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象となる入院は除きます。  
\*入院時の食事代等の保険適用外の費用は、助成対象外となります。

**■助成方法** 償還払い(一旦医療機関等の窓口で支払う)

た医療費を、申請により後日お返しする制度)  
\*受給券の交付はありません。

**■申請方法** 次の物をご持参のうえ、保険年金課または各支所で申請してください。  
**持参する物**

- ① 医療機関の領収書
- ② 健康保険証
- ③ 印鑑
- ④ 口座番号が分かるもの (郵便局は不可)
- ⑤ 高額療養費の支給決定通知書 (支給を受けた方のみ)
- ⑥ 付加給付金の支給決定通知書 (支給を受けた方のみ)

問い合わせ  
保険年金課  
後期高齢者医療係  
☎65-0689  
FAX 63-4618

## 3人目以降のお子さんの 保育料一部免除 の手続き




市では、おおむね生後3か月のお子さんがおられるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安を少しでも解消し、地域で楽しく子育てしていただけるように、7月から「こんにちは赤ちゃん事業」を開始します。

地元の民生委員児童委員(主任児童委員)が訪問し、「おめでとう」の気持ちとともに、子育てに役立つ情報等をお届けします。育児に関する相談や、相談機関の紹介もしますので、お気軽にご相談ください。

訪問月	訪問対象児(誕生日)
平成20年 7月	平成20年 4月生
平成20年 8月	平成20年 5月生
平成20年 9月	平成20年 6月生
平成20年10月	平成20年 7月生
平成20年11月	平成20年 8月生
平成20年12月	平成20年 9月生
平成21年 1月	平成20年10月生
平成21年 2月	平成20年11月生
平成21年 3月	平成20年12月生

訪問は、事前に電話等で連絡し、ご都合のよい日にお伺いします。訪問日程は次のとおりですが、里帰り出産等で長期不在になる場合は、時期をずらして訪問します。

問い合わせ  
社会福祉課  
家庭児童相談室  
☎65-0660  
FAX63-4085

- 次のすべてに該当する世帯の方は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。**
- ① 平成20年度甲賀市保育所徴収金基準額表でB2階層・C11・C12階層の世帯の方
  - ② 18歳に達する日以降の3月31日までの間にあるお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている方(保護者が異なる場合は除く)
  - ③ 平成20年4月1日現在で、甲賀市内に引き続き1年以上住所

**■手続き方法**  
がある世帯の方  
保育料免除申請が必要です。平成20年度保育料が確定しますので、該当する方には7月中旬までに個別に通知します。該当すると思われる方で通知が届いていない方はご連絡ください。

**■手続き期限** 7月31日(木)まで

問い合わせ  
ことも未来課 管理係  
☎868-179 FAX 86-8380